

事務連絡

令和2年2月12日

保険医療機関 }
保険薬局 } 各位

鳥取県国民健康保険団体連合会事務局長

増減点・返戻通知書等における増減点事由の変更について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記につきましては、令和2年2月審査分より下記のとおり変更いたしますので、
お知らせいたします。

なお、増減点事由の内容については、社会保険診療報酬支払基金と同様であることを申し添えます。

記

記号	増減点事由	
	<変更前>	<変更後>
A	適応と認められないもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの
B	過剰と認められるもの	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの
C	重複と認められるもの	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの
D	前各号の外不適當又は不必要と認められるもの	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの

【問い合わせ先】

鳥取県国民健康保険団体連合会 審査課
(医科・調剤)

電話番号：0857-20-3684

(歯科)

電話番号：0857-20-3685